

【誓約・同意事項】

各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。

- 基準日(令和6年6月3日)において八雲町に住民登録がある世帯の世帯主です。
- 八雲町低所得世帯支援給付金(こども加算)(以下「給付金(こども加算)」という。)の支給要件に該当します。
※こども加算の支給対象となるためには、以下の要件の全てを満たすことが必要です。
ア 世帯の全員が、令和6年度分の住民税が「非課税者もしくは、均等割のみ課税者」である。
イ 世帯の全員が、住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯ではない。
ウ 世帯の中に、租税条約による住民税の免除の適用を届け出ている者はいない。
エ 世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告である者はいない。
- 給付金(こども加算)の支給要件の該当性等を審査等するため、八雲町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、八雲町において支給決定をした後は、給付金(こども加算)の請求書として取り扱います。
- 八雲町が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年11月15日までに、八雲町が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(こども加算)が支給されないことに同意します。
- 給付金(こども加算)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(こども加算)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(こども加算)を返還します。

提出書類

- 『八雲町低所得世帯支援給付金(こども加算)申請書(請求書) (本書)』
※必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 (※4. 受取方法で振込の口座を記入した場合に限る。)
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 令和6年1月1日時点で居住の市区町村が発行する課税証明書または、非課税証明書の写し(世帯全員分)
※令和6年1月2日以降に八雲町に転入された方がいる場合のみ添付が必要です。
※八雲町物価高騰支援給付金(非課税世帯/7万円)または、八雲町物価高騰支援給付金(均等割のみ課税世帯/10万円)が支給されている方は不要です。
- 『別居監護申立書』
※申請の児童が、2. 給付金申請児童において、別居に該当する場合に添付が必要です。

【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。チェック漏れや添付書類の不備がある場合、支給を受けられません。

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名